

法制審議会
新時代の刑事司法制度特別部会
第17回会議 議事録

- 第1 日 時 平成24年12月25日(火) 自 午後 1時35分
至 午後 5時32分
- 第2 場 所 東京高等検察庁第2会議室
- 第3 議 題 時代に即した新たな刑事司法制度の在り方について
- 第4 議 事 (次のとおり)

感じがしています。この点については新しい制度を検討する上で、十分検討してみる価値はあるのではないだろうかと思えます。私は、疑問もありますが、できるならば適正迅速処理のためにも、ある程度合理的な処理というものを考えていく必要が出てきているのではないかというふうに感じています。ただ、やはり当事者処分的なところについては、我々の感覚というか、一般国民はどういうふうに考えているかといったことにも大きく影響されるので、この辺のことについても十分に検討する必要があるのではなからうか。これは前にも申し上げたところです。

○本田部会長 それでは、まだ御意見もあろうかと思えますが、時間の都合もごさいますので、有罪答弁制度についての議論は、ひとまずここまでとさせていただきます。

それでは、本日、三つ目の論点でございます「被疑者・被告人の身柄拘束、出頭確保の在り方」についての議論を行いたいと思えます。

この論点に関しましては、これまでに身柄拘束の運用を適正なものとするための明文規定を設けるべきだという御意見や、勾留と在宅の中間的形態の制度や起訴前保釈を認めるべきだとの御意見があった一方で、これらに対して、それぞれ御異論もありました。特に身柄拘束の運用に関する明文規定に関しましては、十分に議論を尽くせていないと思われまますので、この点に重点を置きながら、更に議論を行っていきたいと思えます。本日はこれまでの議論の結果を踏まえて議論いただくために、主な御意見や示した課題をそれぞれ記載した資料をお配りしてありますので、まずは事務当局の方から説明をいたします。

○保坂幹事 御説明いたします。資料59を御覧ください。これまでの御議論を踏まえて、更に御議論を深めていただくということで、これまでに提示された主な御意見を資料に記載いたしております。

まず、検討課題のうちの「1 勾留要件・保釈要件の在り方」につきまして、これまでの御意見ですとか課題を整理しており、否認や黙秘をしている、あるいは、供述調書に署名をしないということについて、不利益な取扱いをしないことを法律上明確にすべきであるという御意見がございました一方で、下の方に記載しておりますとおり、否認や黙秘などの供述態度・供述内容が、罪証隠滅のおそれを判断する一つの状況証拠となり得ることは当然であるという御意見もあったところです。

次に、検討課題のうちの「2 身柄拘束・出頭確保方策の在り方」につきましては、住居制限や特定の人物との接触禁止等の命令に違反した場合に初めて勾留するような勾留と在宅の中間的形態の制度を導入すべきであるという御意見ですとか、起訴前の段階で被疑者の保釈を認める制度を導入すべきであるという御意見があった一方で、こういった御意見に対しまして、現行の身柄拘束期間を前提に、これらの制度を導入する必要があるか、被疑者の捜査機関への出頭を確保する形で、制度設計ができるのか、勾留以外の方法によって、罪証隠滅や逃亡の防止を実効的に確保できるのかなどの課題を指摘する御意見もあったところです。こういった御意見を踏まえまして更に御議論いただければと思えます。

○本田部会長 それでは、「被疑者・被告人の身柄拘束・出頭確保の在り方」につきまして、資料59の内容も踏まえ、「勾留要件・保釈要件の在り方」と「身柄拘束・出頭確保方策の在り方」と併せて御議論をいただきたいと思えます。

○高橋幹事 1番の「勾留要件・保釈要件の在り方」の一つ目の○と二つ目の○、これに相対する五つ目の○、六つ目の○と関連いたしますけれども、裁判所の立場から、勾留や保釈

といった身柄拘束に関する判断の実情というものがどのようなものかについて、簡単に御説明したいと思います。

まず、被疑者や被告人が黙秘あるいは否認している場合に、そのことゆえに直ちに罪証隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとか、あるいは、逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとか、こういう判断をしているものでは決してございません。

では、どうやって判断しているのかといいますと、罪証隠滅の関係で御説明いたしますと、これは基本的にはいろいろな要素を総合的に考慮して判断しております。具体的に言いますと、当該事件において、犯罪の内容とか、あるいは罪の重さというものを見た上で、そもそも罪証隠滅の対象となり得る事実はどういうものなのだろうか、それに対して、罪証隠滅の方法としてどういった方法が考えられるのかというのを検討して、まずは客観的に罪証隠滅の可能性がどの程度あるのかというのを考えます。さらには、被疑者・被告人に罪証隠滅の意図を抱きやすい状況にあるのかという、いわゆる主観的な要素についても併せて考えます。その上で具体的かつ現実的に、本当に罪証隠滅の危険性があるのかと検討していく次第であります。

例えば、罪証隠滅の対象とか方法につきましては、被害者や目撃者への働き掛けですとか、関係者との口裏合わせ、あるいは証拠の廃棄・隠滅、あるいは新たに虚偽証拠を作成する、事案によっていろいろなものが考えられるんですが、証拠の収集状況によっては、実際にそのような隠滅工作が不可能又は困難、あるいは、実効性に乏しい場合というのも多々あります。こういった場合には、被疑者や被告人が仮に黙秘や否認をしていたとしても、罪証隠滅のおそれは低い、あるいは場合によっては罪証隠滅のおそれはないという判断をすることもよくあります。

一方で、罪証隠滅の客観的可能性が高い場合には、これと併せて被疑者・被告人の供述態度や供述内容も斟酌した上で判断いたします。というのは、こういった供述態度・供述内容というのは被疑者や被告人が罪証隠滅の意図を抱きやすいのかどうかというのを判断する上での一つの要素となりますので、こういったことを斟酌した上で罪証隠滅についての判断をいたしております。

分かりやすい例を挙げますと、例えば、酒に酔って警察官に暴行したというような公務執行妨害のような事案ですと、仮に勾留請求があって、その被疑者が否認していたり、あるいは覚えていないと供述しているような状況であっても、実際に警察官に対して何か具体的な働き掛けをして罪証隠滅ができるのかと考えますと、それは通常困難なわけですし、またこのような事案で、それでも無理をして被疑者が罪証隠滅を意図するのかというのも通常考えにくいわけでありまして、こういう場合には罪証隠滅のおそれが低い、あるいはもうないと考えて却下するようなことも間々あります。電車内での痴漢行為などの条例違反についても、同じような判断枠組みが当てはまる場合があります。

○青木委員 今の高橋幹事の御意見では、運用上別に問題はないという御意見だったと思うんですけども、特に、実際にやっていない人というのは当然やっていないわけですから否認するわけですね。その場合に、裁判所が本当に真剣に否認しているということと関係なく罪証隠滅のおそれなどを判断しているかということ、恐らく多くの裁判官はそうされているのかもしれませんが、その人の置かれた立場だとか、その人の具体的な事件だとかそういうことに照らして本当に悩みに悩んで結論を出しているかということ、それはそう

ではないように思うんですね。現実実際にやっていない人が長期間にわたって、起訴後も含めてですけれども、勾留されるという事件はあるわけで、そういうケースの場合には、やはり身体拘束というものが圧力になって自白を強要するということが結果として行われているという実態はあると思います。もちろん運用で改善できればいいわけですが、明文化されていれば、それはどの裁判官であっても必ずその判断経過をとらなければならないわけで、そういう意味で明文化するというには非常に意味があると思います。

今日、配布されましたイタリアの報告書の4ページから5ページにかけて、イタリアでは明文規定があるということが書かれています。ただ、イタリアで裁判官に伺ったときには、その規定が入れられた経緯については、残念ながら御説明を伺えなかったんですけれども、その後、研究者の方にお聞きしたりしたところでは、やはり自白をさせるための手段として身体拘束が使われるということがあってはならないということが、このような明文規定を入れた経緯のようです。こういう規定を入れて、実際に救われる人というのはそれほど多くはないのかもしれませんが。今の時点で勾留が非常に問題がある形で行われるとは言いませんけれども、こういう規定があることによって、更に慎重に判断されることになって、身体拘束を自白強要の手段にして自白強要が生まれるというようなことが少しでも減るのであれば、それは入れる価値があるのではないかと思います。

それから、身体拘束というのは、その人の社会生活上も、あるいは特にやっていない人が自分の防御権を確保するという意味で、非常に大きな人権の制約になるわけですね。ですから、身体拘束というのは本当に最後の最後的手段であって、そのほかの方法では目的が実現できないという場合に初めて採られる手段だと思います。任意捜査の原則というのは法律上定められているという御意見はありましたけれども、身体不拘束の原則、あるいは、身体拘束は最後の手段であるということをもっと法律上明確にしておくということも意味があると思っています。

それとの関係で、後段の「出頭確保方策の在り方」についてですけれども、現実勾留まではする必要がないけれども、いわゆる在宅では不安であるというものもあると思うのです。その場合に、今はむしろ勾留の方になってしまうのではないかという気がします。その中間的なものについて、勾留と、勾留ではないけれども全くの在宅ではないというものを入れる意味というのがあると思います。その場合に、要するに、そういう中間的なものでは足りないという場合に限って勾留をする。必ずその中間的なものについてそれで足りないかどうかということ判断すること非常に意味のあることだと思いますし、イタリアでもそのような形でやっていると聞きました。

そういうことで、これ以上前と同じことは繰り返さないんですけれども、ここに書いてある中身で言うと、「1 勾留要件・保釈要件の在り方」に書かれている上の二つの○に加えて、あと任意捜査の原則というか、身体不拘束の原則というのを明文化すべきというような趣旨も含めて、上の丸三つの○、それから「2 身柄拘束・出頭確保方策の在り方」の上の一つの○については、是非導入すべきだと考えています。

もう1点、否認をしているというのが、供述態度としておよそ考慮されないのかということに関しては、認めているということは有利な方向に判断されるということはもちろんあり得ると思うのです。その裏返しとして、有利には判断されないという意味では全く考慮されないということにはならないとは思いますが、否認しているということが不利に判断

されるということと、認めているということが有利に判断されることの裏返しとして考慮される結果になるということとは、違うのではないかと考えています。

○龍岡委員 ただいまの青木委員の御意見を踏まえて、これまでの議論の中に勾留や保釈に関して、その要件を見直すべき、あるいは否認や黙秘については不利益に考慮してはならないということ、いわゆる比例の原則ですか、これを明文化すべきであるというような御意見があったわけですが、これは結局のところ、現行の制度が必ずしも運用がうまくいっていないのではないかとすることを前提とした御意見であるように思います。

これに対して、先ほど高橋幹事から説明がありましたし、私の方から直接反論するというのは難しいところはありますけれども、裁判官時代に令状部で専門的に令状事件を扱った経験などから申しまして、先ほどのような御意見の前提については、私は違和感を覚えます。裁判官としては、やはり身柄を拘束することは非常に大事なことであるということを考えて慎重に事件を処理しているというのが現状であります。このところを理解していただきたいということで少しお話をさせていただきたいと思うのですが、要件について、罪証隠滅のおそれとか、そういったものについては、先ほど高橋幹事から説明されたとおりであって、これは非常に慎重に検討しているわけですし、否認しているから直ちに罪証隠滅のおそれがある、勾留もするし保釈の除外事由に当たるというような、そういう簡単な判断をしているわけではないということを御理解していただきたいと思います。資料を慎重に検討し、要件があるかどうかを常に慎重に判断しているというのが実際の令状処理に当たっている裁判官のやり方であると私は信じています。私自身もそう努めてきましたし、私の知る限り裁判官はそうやってきていると言えると思います。

もう少し触れさせていただきますと、いわゆる比例の原則の主張についても、言われる趣旨は理解されており、これを全く無視しているということでは決してない。身柄を拘束されるということは社会生活上大変な不利益になることは否定し難いところなわけで、これは勾留の要件、刑事訴訟法60条1項各号の要件があることのほかに、その必要性があるかどうかという必要性の判断の中で考慮されているわけですし、全くこういったことを無視しているわけではないということを申し上げておきたいと思います。

このように、裁判官は身柄の拘束については慎重に判断しているのが実情でありまして、保釈の要件についても、十分に検討し、適正な運用に努めているといえます。また、その判断の当否については刑事訴訟法上、準抗告とか抗告等の手続によって判断の適正が確保されるようになっているわけです。そのようなことから勾留や保釈の要件を見直したり、あるいは、御指摘の点について明文化する必要性というのが、どの程度あるのかというのが私にはまだ疑問に思われます。もう少し具体的に説明していただきたいと思います。

あと、身柄の関係で在宅と拘束の間の中間的な処分のことも触れられましたけれども、具体的にそのような制度が可能であれば考えるのも必要かと思うのですが、具体的にどういうことがイメージされるのか必ずしも私にはよく分からないので、この辺のことについて、もう少し説明していただけると有り難いと思います。

○大野委員 先ほど高橋幹事あるいは龍岡委員から、この問題についての裁判所の対応について御説明があったのと同様に、検察においても、被疑者・被告人の勾留や保釈の要件をめぐる判断は厳格に行っており、その運用は適切になされているものと承知しています。

実際に、統計資料によっても、逮捕された被疑者のうち約13%は勾留されておらず、勾

留請求が却下された被疑者も1年間で約千数百人に上っておりますし、被告人からなされた保釈請求の半数以上が許可され、勾留中の被告人の約2割が審理の終結前に保釈されているという実情があります。

このように、被疑者・被告人の勾留や保釈をめぐる運用は厳格かつ適切になされていると理解しており、勾留・保釈要件を改める必要はないと考えています。

今後、身柄拘束の指針となるような規定を検討することについては、現在の運用に問題がないにもかかわらず、なぜそのような規定を設ける必要があるのか、それにより運用にどのような影響が生じ得るのかといった点について、極めて慎重な検討が必要であると思います。また、青木委員から中間的処分についてお話がありましたけれども、第14回会議においても議論がなされましたように、この点について適切な対処がなされた中間的処分というものが果たしてあり得るのかということについてそもそも疑問があると考えております。

○周防委員 裁判官の方や検察官の方は、御自分たちが今やっている運用に何の問題はないのだと力強くおっしゃるんですが、当事者としては当然そう考えると思うんですが、どうしてこういう議題が上がるかという、一方ではそういうことが適切に行われていないのではないかという疑念があるから当然上がっているわけで、御自分たちは確かに適切に運用していると言い張っても、それは外からそう見えなければ、それはちょっとまずいのではないかと思うんです。明文化する必要性がないとおっしゃいますが、明文化してもいいのではないですか。そもそも勾留ということには、それなりの重大な人権侵害を伴うことになるのだということを多くの人に知らせる意味でも。明文化することで、まさか明文化することで検察や裁判所が、今まで不適切な運用をしてきたのだということを別に自白したとは誰も思わないと思うので、きちんと広く多くの人に知ってもらうためにも、こういうことを明文化するというに、僕は全く疑念を持たないのですが。

○安岡委員 原則の明文化に関しては何回か意見を申し上げました。今、青木委員は、裁判所の運用を規制するというか形成する効果を期待して原則の明文化が必要だとおっしゃいましたけれども、全く違う観点で、何度も申し上げますけれども、刑事手続の原則が法律を読んで一般の市民に分かるような形にしてもらいたいと思います。例えば任意捜査が捜査の原則であることは刑事訴訟法179条から読み取れるというお話に対して、それでは普通の人には読みとれないんですよと何回も申し上げました。そういう意味で、この任意捜査に限らず、被告人の利益であるとか、刑事手続の原則を一般の人が読んで分かる形で条文化していただきたいと思います。

○村木委員 この制度、身柄拘束が適切に運用されているかどうかということについては、裁判官によってとか、時期によってとか、いろいろなばらつきがあるのではないかと、正直率直にそう思っています。自分の例を考えても、私が悪いことをしたのではないかという報道がずっとあって、幾らでも罪証隠滅ができるような状況が2週間、3週間と続いた後に、身柄を勾留されて半年近く勾留というのは、本当に適切な運用だったのか非常に疑問に感じています。

身体拘束というのは本当に非常に大きな人権侵害ですから、それに関して、明文規定を作るとか、ルールについてある程度メルクマールを世の中にきちんと示すということは、非常に大事なことですし、是非やっていただきたい。それから、身柄拘束をして勾留をする